

小値賀町農地賃借料情報

下記のとおり賃借料情報を提供します。

平成 29 年 1 月 27 日

小値賀町農業委員会

平成 21 年に農地法が改正され、「標準小作料制度」が廃止されました。改正法では「標準小作料」に代わるものとして、「賃借料情報の提供」を行うこととされました。

「賃借料情報」とは、過去 1 年間に実際に締結された賃借料について、平均額等を算出した実勢の賃借料のことです。今後はこの「賃借料情報」を参考にして、貸手、借手で十分な話し合いを行った上で、賃借料を決めていただくことになります。

○小値賀町の農地賃借料情報

平成 28 年 1 月から 12 月までに中間管理で締結された賃貸借における賃借料の水準 (10a 当たり) は以下のとおりとなっておりますのでお知らせいたします。尚、田については実績がなかったため、直近の平成 27 年からデータを用いています。

【田の部】

地域	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数
小値賀町全域	7,000	7,500	6,855	4 (平成 27 年)

【畠の部】

地域	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数
小値賀町全域	3,000	4,000	3,000	3

注 1 データ数は、集計に用いた筆数です。

2 金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。

3 標準的な水準を算出するため、全有償データを単純平均し、その平均値±70%を超えるものは計算から除外しています。

賃借料情報（実勢価格）は、あくまでも過去において実際に取り引きされた貸手、借手の話し合いの上で個々に決められた金額を整理したものですので、締結年や締結件数により変動します。

このため、賃借料を決める際には、賃借料情報を目安としつつ、収穫量、圃場の条件、土地改良費等を踏まえて、貸手、借手双方の十分な話し合いを行い、納得の上で決めてください。